

香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

香芝市長 福岡 憲 宏

## 香芝市条例第11号

香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成11年条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条」を「第20条」に、「第25条・第26条」を「第21条・第22条」に改める。

第18条から第21条までを削り、第22条を第18条とし、第23条を第19条とし、第24条を第20条とし、第5章中第25条を第21条とし、第26条を第22条とする。

別表動物の死体処理の項中「犬1頭」を「犬1体」に、「猫1頭」を「犬以外の動物1体」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表の改正規定及び次項の規定 令和3年7月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和4年4月1日

（経過措置）

2 前項第1号に掲げる規定による改正後の別表の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる届出に係る動物の死体処理の手数料について適用し、同日前にされた届出に係る動物の死体処理の手数料については、なお従前の例による。

3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「第2号施行日」という。）前に同号に掲げる規定による改正前の第19条第1項の規定により売りさばきを受けた証紙（消印されたもの又は著しく汚染若しくは毀損したものを除く。以下「売りさばき済証紙」という。）は、第2号施行日から令和4年6月30日までの間、なお従前の例により使用することができる。

4 売りさばき済証紙は、第2号施行日から令和9年3月31日までの間、これを返還し、その額面金額に相当する金額の現金の還付を受けることができる。